# 令和6年度税制改正について

2023年(令和5年)12月14日に自由民主党・公明党から「令和6年度税制改正大綱(以下「税制改正大綱」)」が公表され新たな税制の枠組みが示されました。その後、その内容が「所得税法等の一部を改正する法律案」として2024年(令和6年)2月2日に第213回国会に提出され、現在、同国会において審議中です。例年であれば、法案は年度末までに可決成立し、2024年(令和6年)4月1日より施行されます。そこで本稿では、令和6年度税制改正について解説します。

#### 1.はじめに

税制改正大綱の「令和6年度税制改正の基本的な考え方」では、大きなテーマとして国民生活の安定を掲げています。具体的には物価上昇を上回る賃金上昇を最優先課題とし、生活不安の払拭、経済の好循環を地方まで浸透させることを目指すとしています。税制改正大綱の主な項目は下表の通りです。

#### 2.税制改正大綱の主な項目

	項目	内容	
1	   所得税・個人住民税の定額減税 	物価高による国民負担を緩和するための一時的な措置として、2024年分の 所得税及び同年度分の個人住民税が減税されます。	
2	交際費等の損金不算入制度の 延長・拡充	中小企業の経済活動の活性化等の観点から、交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について引き上げられます。	
3	賃上げ促進税制の強化	物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡げ、 効果を深めるため、賃上げ促進税制が強化されます。	
4	外形標準課税の適用対象法人 のあり方についての制度的な見 直し	単なる項目振替型減資への対応策として、現行の外形標準課税の適用判定指標である「資本金」の額に加えて、「資本金+資本剰余金」の額を指標とする追加基準が設けられました。	

上記から本稿では「賃上げ促進税制(中小企業)」、「交際費等の損金不算入制度の延長・拡充」について解説します。

### ①賃上げ促進税制(中小企業向け)

賃上げ促進税制は、従業員の賃金上昇を税制面から後押しして個人消費の拡大等の経済効果を期待する政策として、 既に導入されている制度です。今回の税制改正大綱では、制度の拡充が盛り込まれています。

この制度は、大企業・中小企業といった法人規模に応じた制度設計になっている点に特徴があります。

以下の【法人区分の判定】において、当法人が該当する区分を判定し、その区分に応じた【控除率等の取扱い】が規定され、要件に該当する場合に法人税が控除されます。会社等の規模によって置かれている状況が異なるため、それぞれに合わせた要件になっています。今回の改正では、従業員数基準の導入により「中堅企業」の区分が新設されました。

以下では、医療機関に多い中小企業向けの制度についての改正点等について解説します。

#### 【法人区分の判定】

Kiny (III) (1) (II)					
改正	E前	改正後			
資本金	判定	資本金	従業員数	判定	
1億円超	円超 大企業 1億円超	2,000人超	大企業		
1個口坦		一個一起	2,000人以下	中堅企業(※1)	
1億円以下	中小企業(※2)	1億円以下	-	中小企業(※2)	

【出典:税理士法人山田&パートナーズ作成】

- (※1)従業員数2,000人以下の法人のうち、その法人と支配関係がある法人とあわせて、常時使用する従業員数の合計数が10,000人を超える法人は中堅企業から除外され、大企業と判定される。
- (※2) 適用除外事業者を除く。



### 【控除率等の取扱い】

[江南小十年6747][[[大]]							
項目			改正前		改正後		
適用要件			適用年度の雇用者給与等支給額≥比較雇用者給与等支給額×101.5%				
控除率	増加割合 の	1.5% 以上	15%				
		2.5% 以上	30%				
	上乗せ加算		教育訓練費の増加 割合が10%以上	10% 加算	教育訓練費の増加割合が5%以上 かつ 教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	10% 加算	
			ı		以下のいずれか(※厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される) ・プラチナくるみん認定、プラチナえるぼし認定、 くるみん認定、えるぼし認定(2段階目以上)	5% 加算	
	最大控除率		40%		45%		
控除限度額				適用年度の法人税額の20%を上限			
控除限度 超過額の繰越			繰越不可		5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等 支給額が前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に 限る)		

【出典:税理士法人山田&パートナーズ作成】

## ②交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

交際費等の損金不算入制度が、3年間延長(2027年3月31日までに開始する事業年度)され、交際費等から除かれる飲 食費等が一人当たり5,000円以下から10,000円以下に拡充されます。

		改正前	改正案
損金不算入制度の 適用期限		2024年3月31日までに開始する事業年度	2027年3月31日までに開始する事業年度
交際費等から 除かれる飲食費等		一人当たり5,000円以下の飲食費等 <sup>(※3)</sup> <u>一人当たり10,000円以下の飲1</u>	
損金算入額	中小法人 以外	飲食費等 <sup>(※3、4)</sup> の50%を損金算入	左記同様
	① 定額控除限度額(年800万円)まで損金算入 <sup>(※2)</sup> 中小法人 <sup>(※1)</sup> ② 飲食費等 <sup>(※3、4)</sup> の50%を損金算入 ⇒ 上記①と②は選択		左記同様

【出典:税理士法人山田&パートナーズ作成】

- (※1) 期末資本金の額等が1億円以下の法人(資本金の額等が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)等をいう。
- (※2) 定額控除限度額(年800万円)を超える金額については、全額損金不算入となる。
- (※3) 飲食費には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)は含まれない。
- (※4) 資本金の額等が100億円を超える法人については飲食費等の全額が損金不算入となる。

(本資料の著作権はすべて税理士法人山田&パートナーズに帰属します。)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容 の正確性、あるいは完全性について保証をするものではありません。また、発行日現在の法令・関係規則等をもとに作成してお りますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引の勧誘を目的としたものではありません。

